

令和5年
(5月号)

八鹿駅前交番だより

南但馬警察署

☎ 672-0110



命を守る「ヘルメット」



令和5年4月1日からヘルメットの着用が努力義務化されています。
自転車事故の致命傷は頭部の損傷が50%を占めています。
全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



5月は「自転車月間」

- ◇自転車活用推進法で、5月は「自転車月間」、5月5日は「自転車の日」と定められており、全国各地で自転車に関する様々なイベント等が行われます。
- ◇兵庫県では、毎月2日を「自転車安全利用の日」と定め、自転車の安全で適正な利用について皆さんの理解を深めてもらうこととしています。



春の全国交通安全運動

期間 令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

重
点

- ① こどもを始めとする歩行者の安全の確保
この時期は、通学に慣れてきた新入学児童等の緊張が薄れてきます。運転をされる方は、走行中に子供が見えたら速度を落とす等、注意して下さい。
- ② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生しています。正しい交通ルールを習慣づけましょう。
- ③ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
自転車関連の事故は多くに自転車側の法令違反が認められます。もう一度交通ルールを確認しましょう。

